

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

＜資産証券化商品＞
優先受益権 201609
A号受益権 201701
A号受益権 201705
A号受益権 201708
A号受益権 201806
A号受益権 201903

【据置】

信託受益権格付	A A A
ABL格付	A A A

■格付事由

本件は、提携型オートローン ABS の 6 シリーズに対する格付である。

1. スキームの概要

- (1) オリジネーター兼委託者は、信販会社保証付きの提携型オートローン債権及び金銭を信託法第 3 条第 3 号に掲げる方法により信託する。受託者はオリジネーターを当初受益者として優先受益権もしくは A 号受益権、劣後受益権及び現金準備受益権を交付し、その後オリジネーターは優先受益権もしくは A 号受益権及び劣後受益権を投資家に譲渡する。A 号受益権 201708、201806、201903 にかかるシリーズでは、一部の A 号受益権について投資家から A 号 ABL を受け入れることによって償還される。優先受益権、A 号受益権および A 号 ABL（優先受益権等）はそれぞれ各シリーズの優先部分を構成する。
- (2) オリジネーターは、対象債権及び金銭の信託設定に係る信託証書について信託開始日に公証人による認証を得ている。
- (3) 信販会社は、信託事務委任契約に基づき当初サービスとして対象債権の回収を代行しその回収金を毎月オリジネーター経由で受託者に引き渡す。すべての対象債権にはオリジネーターと信販会社との間で締結されている提携基本契約書に基づき信販会社の連帯保証が付されている。回収期間中、これらの回収金及び信販会社からの立替金や代位弁済金により各受益権の元本の償還と配当の支払いが行われる。
- (4) バックアップサービスが当初から設置されている。

2. 格付評価のポイント

(1) 損失、キャッシュフロー分析および感応度分析

本件分析は、貸倒率・期限前返済率等のヒストリカルデータ及び詳細な属性データを分析しキャッシュフロー上の特徴を考慮し、劣後部分の水準がキャッシュフローの予想損失・予想回収額・債務者の分散度に比して十分か否かを主要なポイントとした。

貸倒率についてはダイナミックデータなどから算出されたベース貸倒率に対して今後の見通しを勘案して一定のストレスをかけてキャッシュフローを分析した（ストレス考慮後の想定貸倒率は、優先受益権 201609 で 0.345%、A 号受益権 201701 で 0.335%、A 号受益権 201705 で 0.327%、A 号受益権 201708 及び A 号 ABL201708 で 0.325%、A 号受益権 201806 及び A 号 ABL201806 で 0.320%、A 号受益権 201903 及び A 号 ABL201903 で 0.328%）。

期限前返済率についてはダイナミックデータなどから算出されたベース期限前返済率を算出し、今後の見通しを勘案して一定のストレスをかけてキャッシュフローを分析した。なお、期限前返済率がゼロとなるケースも合わせて計算し、保守的な結果を採用している。

信託開始日以降、貸倒率および期限前返済率のパフォーマンスはおおむね当初想定した範囲内で推移している。現時点の劣後比率は上述のストレスを考慮して計算された必要劣後比率の水準を上回っており、優先受益権等について AAA 相当のリスクの範囲内で元本償還/返済・配当/利息の支払を行うのに引き続き十分な水準であることを確認している。また、以下の前提のもとで、期中に貸倒率がベースレートを上回って変化することを仮定した感応度分析を行った。

(前提)

- ・ 評価時点は本レビュー日時点
- ・ 算定手法は上記と同じ手法

感応度分析の結果、ベース貸倒率を以下まで上昇させた場合には現時点の劣後比率を前提とした格付は「AA」となった。

優先受益権 201609 : 0.385%

A号受益権 201701 : 0.314%

A号受益権 201705 : 0.249%

A号受益権 201708 及び A号 ABL201708 : 0.219%

A号受益権 201806 及び A号 ABL201806 : 0.139%

A号受益権 201903 及び A号 ABL201903 : 0.127%

(2) コミシングリング・リスク

サービスが万一破綻した場合、回収金がサービスの資産と混同され、引き渡しが予定通り行われないリスク（コミシングリング・リスク）が生じうるが、回収金の一部についてサービスの先払いとなっている状況も踏まえ、コミシングリング・ロスとして保守的に想定した金額を劣後水準に反映している。直近では従前と比べてサービスからの先払い部分が縮小されているが、サービスの財務状況が悪化した場合、受託者は回収金のコミングルを防ぐ手当を実行するとしている。

(3) その他の論点

- ・ スキーム関係者からの倒産隔離が図られているものと評価される。
- ・ 本件信託における回収金口座開設銀行は、格付上適格であると認められる。
- ・ 関係当事者の本件運営にかかる事務遂行能力に現時点で懸念すべき点はみられない。

以上より、優先受益権、A号受益権およびA号 ABLの格付をそれぞれ「AAA」据え置きとした。

(担当) 杉山 成夫・中川 哲也

■格付対象

【据置】

対象	発行額/実行額	劣後比率	信託期間満了日 /最終返済期日*	クーポン・タイプ	格付
優先受益権 201609	3,210,000,000 円	10.57%	2023 年 9 月 5 日	固定	AAA
A 号受益権 201701	4,890,000,000 円	10.14%	2023 年 12 月 6 日	固定	AAA
A 号受益権 201705	2,550,000,000 円	10.11%	2024 年 5 月 10 日	固定	AAA
A 号受益権 201708	4,530,000,000 円	10.09%	2024 年 8 月 7 日	固定	AAA
A 号 ABL201708	3,500,000,000 円				AAA
A 号受益権 201806	1,300,000,000 円	10.01%	2025 年 6 月 6 日	固定	AAA
A 号 ABL201806	4,965,000,000 円				AAA
A 号受益権 201903	4,300,000,000 円	10.00%	2026 年 3 月 11 日	固定	AAA
A 号 ABL201903	3,369,000,000 円				AAA

<発行の概要に関する情報>

信託開始日	A 号受益権 201609 : 2016 年 9 月 9 日 A 号受益権 201701 : 2017 年 1 月 23 日 A 号受益権 201705 : 2017 年 5 月 23 日 A 号受益権 201708 及び A 号 ABL201708 : 2017 年 8 月 25 日 A 号受益権 201806 及び A 号 ABL201806 : 2018 年 6 月 19 日 A 号受益権 201903 及び A 号 ABL201903 : 2019 年 3 月 19 日
受益権譲渡日 /ABL 実行日**	優先受益権 201609 : 2016 年 9 月 30 日 A 号受益権 201701 : 2017 年 1 月 31 日 A 号受益権 201705 : 2017 年 5 月 31 日 A 号受益権 201708 及び A 号 ABL201708 : 2017 年 8 月 31 日 A 号受益権 201806 及び A 号 ABL201806 : 2018 年 6 月 29 日 A 号受益権 201903 及び A 号 ABL201903 : 2019 年 3 月 29 日
償還方法 /返済方法	月次パススルー償還/返済、通常時におけるプロラタ償還/返済 ※優先受益権等の元本が一定金額以下になった場合のクリーンアップ・コール条項有り
流動性・信用補完措置	<優先受益権 201609> 優先受益権：優先劣後構造<当初劣後比率 10.57%>および現金準備金 ※劣後比率：1 - 優先受益権元本 ÷ 対象債権元本 <A 号受益権 201701> A 号受益権：優先劣後構造<当初劣後比率 10.14%>および現金準備金 ※劣後比率：1 - A 号受益権元本 ÷ 対象債権元本 <A 号受益権 201705> A 号受益権：優先劣後構造<当初劣後比率 10.11%>および現金準備金 ※劣後比率：1 - A 号受益権元本 ÷ 対象債権元本 <A 号受益権 201708 及び A 号 ABL201708> A 号受益権および A 号 ABL：優先劣後構造<劣後比率 10.09%>および現金準備金 ※劣後比率：1 - (A 号受益権及び A 号 ABL の元本合計) ÷ 対象債権元本 <A 号受益権 201806 及び A 号 ABL201806> A 号受益権および A 号 ABL：優先劣後構造<劣後比率 10.01%>および現金準備金 ※劣後比率：1 - (A 号受益権及び A 号 ABL の元本合計) ÷ 対象債権元本 <A 号受益権 201903 及び A 号 ABL201903> A 号受益権および A 号 ABL：優先劣後構造<当初劣後比率 10.00%>および現金準備金 ※劣後比率：1 - (A 号受益権及び A 号 ABL の元本合計) ÷ 対象債権元本

上記格付はパーゼルⅡに関連して金融庁が発表した『証券化取引における格付の公表要件』を満たしている。

* 本件における事実上の法定最終償還期日/返済期日

** 本件における事実上の発行日

<ストラクチャー、関係者に関する情報>

オリジネーター	非公表（東京都所在の大規模金融機関）
アレンジャー	オリックス銀行株式会社

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2020年5月27日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：湊岡 由典
主任格付アナリスト：杉山 成夫
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準については、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法（格付方法）の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「オートローン債権」（2014年6月2日）の信用格付の方法として掲載している。回収金口座や倒産隔離など他の付随的な論点についても上記のページで格付方法を開示している。
5. 格付関係者：
（オリジネーター等） 東京都所在の大規模金融機関（ビジネス上の理由により非公表：本案件に係る情報が本来と異なる目的で利用されること等により悪影響が生じる可能性があるため）
（アレンジャー） オリックス銀行株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。JCR は、格付付与にあたって必要と判断する情報の提供を発行者、オリジネーターまたはアレンジャーから受けているが、その全ては開示されていない。本件信用格付は、資産証券化商品の信用リスクに関する意見であって、価格変動リスク、流動性リスクその他のリスクについて述べるものではない。また、提供を受けたデータの信頼性について、JCR が保証するものではない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
① 格付対象商品および裏付資産に関する、オリジネーターおよびアレンジャーから入手した証券化対象債権プールの明細データ、ヒストリカルデータ、パフォーマンスデータ、証券化関連契約書類
② 裏付資産に関する、中立的な機関から公表された中立性・信頼性の認められる公開情報
③ オリジネーターから提供された当該者の監査済財務諸表
④ オリジネーターに関する、当該者が対外公表を行っている情報
⑤ その他、オリジネーターに関し、当該者から書面ないし面談にて入手した情報
なお、JCR は格付申込者等から格付のために提供を受ける情報の正確性に関する表明保証を受けている。
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、いずれかの格付関係者による表明保証もしくは対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 資産証券化商品についての損失、キャッシュフローおよび感応度の分析：
格付事由参照。
10. 資産証券化商品の記号について：
（優先受益権 201609、A 号受益権 201701、A 号受益権 201705）
本件信用格付の対象となる事項は資産証券化商品の信用状態に関する評価である。本件信用格付は裏付けとなる資産のキャッシュフローに着眼した枠組みで付与された格付であって、資産証券化商品に関し (a) 規定の配当が期日通りに支払われること、(b) 元本が信託期間満了日までに全額償還されることの確実性に対するものであって、ゴーイングコンサーンとしての債務者の信用力を示す発行体格付とは異なる観点から付与されている。
（A 号受益権 201708 及び A 号 ABL201708、A 号受益権 201806 及び A 号 ABL201806、A 号 ABL201903 及び A 号 ABL201903）
本件信用格付の対象となる事項は資産証券化商品の信用状態に関する評価である。本件信用格付は裏付けとなる資産のキャッシュフローに着眼した枠組みで付与された格付であって、資産証券化商品に関して(a)規定の配当/利息が信託期間満了日/最終返済期日までに全額支払われること、(b)元本が信託期間満了日/最終返済期日までに全額償還/返済されることの確実性に対するものであって、ゴーイングコンサーンとしての債務者の信用力を示す発行体格付とは異なる観点から付与されている。
11. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のい

かんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル